

## 管理者交際費支出基準

平成29年5月25日 管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、組合運営の推進に必要な交際のために支出する管理者交際費（以下「交際費」という。）について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

(種別及び支出範囲等)

第2条 交際費の種別及び支出範囲等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、事案内容を精査し、管理者が交際上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 祝金 各種団体の総会、式典又は行事等に管理者（代理を含む。）が出席する場合に限り、別表1に定める基準により支出するものとする。ただし、飲食を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 香典等 香典、花輪又は生花を原則とし、別表2に定める基準により支出するものとする。なお、香典の金額は10,000円とする。
- (3) 見舞金 病気、入院等の見舞いについては、別表2に定める基準の範囲内で精査したうえ支出の可否を決定するものとする。なお、見舞金の金額は、10,000円とする。

(見直し)

第3条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表 1

種別	金額
各種団体の総会、懇談会、新年会、忘年会及び記念式典	(1) 会費の額 (2) 案内に会費の記載がない場合等は、次に掲げるとおりとする。 ア 自治会館及び集会所等 3,000円 イ 飲食店等 5,000円 ウ その他ホテル等 実費に相当する額
自治会館及び集会所等竣工式典	(1) 会費の額 (2) 案内に会費の記載がない場合等は、5,000円

別表 2

区分		在職年数	死亡者	香典	花輪・ 生花
組合議員・ 理事	現職	—	本人	○	○
			実父母（同居又は本人の住所地のある市町内在住の義父母を含む。）・子・配偶者	○	○
			本人の住所地のある市町以外に在住の義父母	いずれか一方	
	前職	—	本人	○	○
			実父母（同居の義父母を含む。）・子・配偶者	○	○
	元職	—	本人	○	○
実父母（同居の義父母を含む。）・子・配偶者			○	○	
行政委員会 （監査委員、 公平委員会）	現職	—	委員本人	○	○
		—	委員の実父母（同居の義父母を含む。）・子・配偶者	○	○
	前職	—	委員長又は会長本人	○	○
		6年以上	委員本人	○	○
		6年未満	委員本人	いずれか一方	
	元職	—	委員長又は会長本人	いずれか一方	
		6年以上	委員本人	○	○
管理者委嘱の 附属機関等	現職	—	委員本人	○	○
	前職	—	会長及び副会長本人	いずれか一方	
組合の振興 発展に寄与 し、その功績 がある者 （地元連絡 協議会等）	現職	—	会長及び副会長本人	○	○
		—	会長の実父母（同居の義父母を含む。）・子・配偶者	○	○
		—	副会長の実父母（同居の義父母を含む。）・子・配偶者	いずれか一方	
	前職	6年以上	会長本人	○	○
			副会長本人	いずれか一方	
	6年未満	会長本人	いずれか一方		
		元職	6年以上	会長本人	○
副会長本人	いずれか一方				
産業医	現職		本人	○	○
組合職員	現職		本人		○